

# ( 審査 ・ 処分 ) 基準

基準の名称	業務停止命令等を受けた事業者等の役員等に対する業務禁止命令に係る処分基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
特定商取引に関する法律	第8条の2第1項、第15条の2第1項、第23条の2第1項、第39条の2第1項、第47条の2第1項、第57条の2第1項又は第58条の13の2第1項	業務停止命令等を受けた個人の事業者等に対する業務の禁止
基準の内容		
<p>法第8条の2第1項、法第15条の2第1項、法第23条の2第1項、法第39条の2第1項、法第47条の2第1項、法第57条の2第1項又は法第58条の13の2第1項の規定による業務の禁止は、それぞれの条項に定める処分の基準のほか、停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者が同種業務を繰り返す蓋然性等の観点も考慮の上、行うものとする</p>		